

教育会館敷地の対応および医療福祉拠点整備の推進について

標記について、これまでの経過、対応および今後の進め方を、ご報告します。

1 これまでの経過、対応

(1) 平成 27 年度

- ・ 7 月 2 日の県議会一般質問において、医療福祉拠点の整備に向けて教育会館も含めて一体的に検討をする旨の知事答弁があり、その後「医療福祉拠点としての県庁周辺地域の利活用方針（案）」を取りまとめるとともに、11 月に一般財団法人教育会館に対し、事業計画を説明し退去について申し出た。

(2) 平成 28 年度

①折衝

- ・ 副知事、部長級折衝 8 回 その他事務レベルは随時

②協議内容

- ・ 平成 28 年 5 月 23 日付けで、教育会館敷地について原状回復して返還していただくスケジュールを確認する文書を渡し、7 月 28 日付けで、相手方から「2017 年 3 月末までの土地返還は現実的には困難」である旨の回答があった。
- ・ 一般財団法人教育会館および入居している教育関係 6 団体の移転先候補として県庁周辺（厚生会館等）を提案。
- ・ 12 月 12 日付けで、相手方から「県医療福祉拠点整備事業のため土地返還を求める滋賀県への意見書」として、教育会館敷地は普通財産であり借地権設定と解すべきという見解を示す弁護士の意見書を添えて提出され、12 月 28 日付けで、県は行政財産であるとの見解を回答した。

③使用許可

- ・ 2017 年 3 月 8 日付けで 1 年間を希望する使用許可申請書が提出され※、3 月 31 日付けで許可期間を平成 29 年 9 月 30 日までとする使用許可を行った。許可期間は、「事業実施スケジュールを踏まえ、話し合いによる解決を図る上で必要な期間」として 6 カ月とした。

※相手方からは、同日付けで会館使用県有地の契約に関して、「普通財産であり借地権を有している」との立場から、2017 年度は借地借家法を根拠とする賃借契約とするよう求める文書の提出もあったが、県としてはかねてから行政財産であるとの見解にあり受け付けられない旨を示していたことから、当該文書と併せて 1 年間を希望する行政財産の使用許可申請書の提出もあったもの。

(3) 平成29年度

①折衝

- ・副知事、部長級折衝 4回 その他事務レベルで、随時折衝

②協議内容

- ・2017年4月28日付けで「医療福祉拠点整備事業等に関する質問書」が提出された。内容は、次の項目について確認を求めるもの。
 - ア) 県の医療福祉拠点整備事業に関すること（決定経過や事業計画の考え方、計画変更の可否等）
 - イ) 教育会館使用県有地の地方自治法上の位置付けに関すること
 - ウ) 今年度の土地使用契約に関すること
 - エ) 教育会館への情報提供や協議のあり方に関すること
- ・これに対し、5月19日付けで県の考え方について回答した。
 - 県としては、相手方の退去にあたって次の課題にも配慮しながら、事業実施のスケジュールに支障が生じないように、9月末までの退去の合意に向けて話し合いを重ねてきたところ。
 - ア) 教育の拠点としての歴史・機能への考慮
 - イ) 現建物の解体
 - ウ) 移転先の確保
- ・移転先については、県が医療福祉拠点の整備に併せて厚生会館を再整備し有効活用することを念頭において一定の改修を検討することを伝えた。

2 現在の状況

県有地に対する法的見解の隔たりが依然として大きいことなどにより、現時点では、退去合意に至っていない。

3 今後の進め方

平成29年9月30日の使用許可期間の満了に向け、引き続き話し合いを継続する。

9月末までに退去の合意が得られない場合については、使用許可の再延長は行わず司法の場を通じた解決も選択肢として想定の上、現在検討中である。

4 医療福祉拠点整備の推進

事業者公募に向けた準備をできる限り進めることとし、県庁別館、第二別館および旧体育文化館について、建物解体に向けて、現在実施している解体設計を進めていくこととする。